

自動車騒音常時監視(面的評価)業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

I. 一般事項

1. 目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の状況の常時監視を実施する。また、自動車騒音常時監視報告書及び環境省への報告資料を作成するものである。

なお、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを用いて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月 環境省）及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準の通知」（平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発 110914001 号 環境省水・大気環境局長通知）に沿った評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

2. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省）
- (5) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号 環境省水・大気環境局長通知）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (7) その他関係法令等

3. 業務内容

委託番号：8 環委第 10 号

業 務 名：自動車騒音常時監視（面的評価）業務委託

履行期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

業務内容：市内の幹線交通を担う道路に面する地域における騒音レベルの測定ならびに交通条件、道路構造条件、建物属性及び気象状況を調査して環境基準の適合状況进行评估するとともに、結果を報告書にとりまとめる。また、面的評価支援システムの住宅地図データを元に、評価路線を新規に 1 路線追加し、他の評価区間と同様に測定・評価を行う。詳細は、「Ⅱ. 特記事項」、別紙「実施計画」、「位置図」及び「詳細図」による。

4. 貸与資料及び物品

本業務の遂行にあたり、以下のものを貸与する。貸与資料及び物品については、本業務委託による目的以外に使用してはならない。また、第三者に貸与及び公表してはならない。

- (1) 令和 3 年度道路交通センサスデータ

- (2) 住宅地図(Zmap-TOWN II)「2019 新潟県魚沼市」(株式会社ゼンリン)データ※
 - (3) 都市計画用途地域図
 - (4) 環境基準類型指定地図
 - (5) ノートパソコン (NEC VK24L/L VersaPro OS:Windows 7 Professional)
 - (6) 環境省 面的評価支援システム(システム用データ、操作マニュアル含む) ※
 - (7) 株KERNEL GISエンジン(ActiveMap for NET) ※
 - (8) 国土地理院 数値地図 25000(空間データ基礎) ※
 - (9) その他、業務遂行上必要と認められる資料
- ※：(2),(6),(7),(8)については、(5)のノートパソコンでのみ使用可能とする。

5. 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

6. 主任技術者

受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

主任技術者は、本業務全般に渡り技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

7. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者・現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他必要書類

8. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに受注者と協議するものとする。

9. 関係官庁への手続等

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官庁等への手続に協力するものとする。
- (2) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

10. 土地への立ち入り

- (1) 受注者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、発注者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。また、私有地に立ち入る場合には、所有者の許可を得た上、発注者に報告しなければならない。

い。

- (2) 受注者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、発注者の指示を受けて所有者の承諾を得るようにするものとする。

1 1. 成果品の提出

- (1) 受注者は、本業務が完了したときは、この仕様書に示す成果品を早急に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、発注者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

1 2. 検 査

- (1) 受注者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出していなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の立会いの下に、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品に欠陥が発見された場合、受注者は、速やかに修補を行わなければならない。

1 3. 支払い

業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

1 4. 一時中止

次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

1 5. 留意事項

- (1) 貸与物品のノートパソコンについては、原則としてインターネットに接続しないこと。
- (2) 測定のために機器を設置する際は、通行や住民生活の妨げにならないよう配慮し、必要に応じて標識もしくはこれに類するものを設置すること。

1 6. その他

本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議を行うこと。

Ⅱ．特記事項

1．調査

(1) 道路調査

別紙「実施計画」に基づき下記の評価対象路線について、道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等を調査してとりまとめる。

- ① No. 7 主要地方道小出奥只見線
- ② No. 11 一般県道五箇小出線
- ③ No. 15 一般県道広神小出線

計 3 区間

(2) 沿道調査

各評価区間の道路端から 50m の範囲について、住宅地図及び現地調査により、住宅等の状況（集合住宅の階数及び戸数等）を把握し取りまとめる。

(3) 騒音・交通量調査

道路調査で設定した区間について、自動車騒音・交通量等を測定する。測定地点の選定については、受注者が面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案し、発注者と協議を行いながら実施する。調査項目等は、以下の通りとする。

表-1 調査項目一覧

大区分	小区分	項目	内容	調査方法
監視地域に関する基礎調査	道路交通情勢の把握	交通条件	上下別・車種別の交通量および平均走行速度	現地調査
	道路構造の把握	道路構造条件	道路構造、車線数、幅員、舗装種別、縦断勾配、遮音壁設置状況、環境緑地帯設置状況、交通規制状況、信号交差点との距離	現地調査および交通センサスからの調査
面的評価	騒音発生強度の把握	道路端騒音レベル	等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(LA5、LA10、LA50、LA90、LA95)、気象観測	現地調査
	沿道状況の把握	住居等の属性	建物位置、建物用途、建物構造、建物形状、住居等戸数、住居等が属する環境基準の類型・都市計画用途など	電子地図からの調査
		残留騒音レベル(背後地騒音レベル)	時間率騒音レベル(LA95)、気象観測	現地調査

表-2 調査時間一覧

項目		調査時間
交通条件	交通量	自動車騒音の影響が大きいと思われる時間帯：昼間(6:00～22:00)、夜間(22:00～6:00)について、それぞれ2観測時間帯
	平均走行速度	交通量観測と同一時間帯において測定(上下線各10台)
道路端騒音レベル		昼間(6:00～22:00)、夜間(22:00～6:00)の時間帯とし、24時間連続観測
残留騒音レベル(背後地騒音レベル)		昼間(6:00～22:00)、夜間(22:00～6:00)の時間帯のうち、全ての特定騒音の影響が少ない時間帯について、それぞれ2観測時間帯

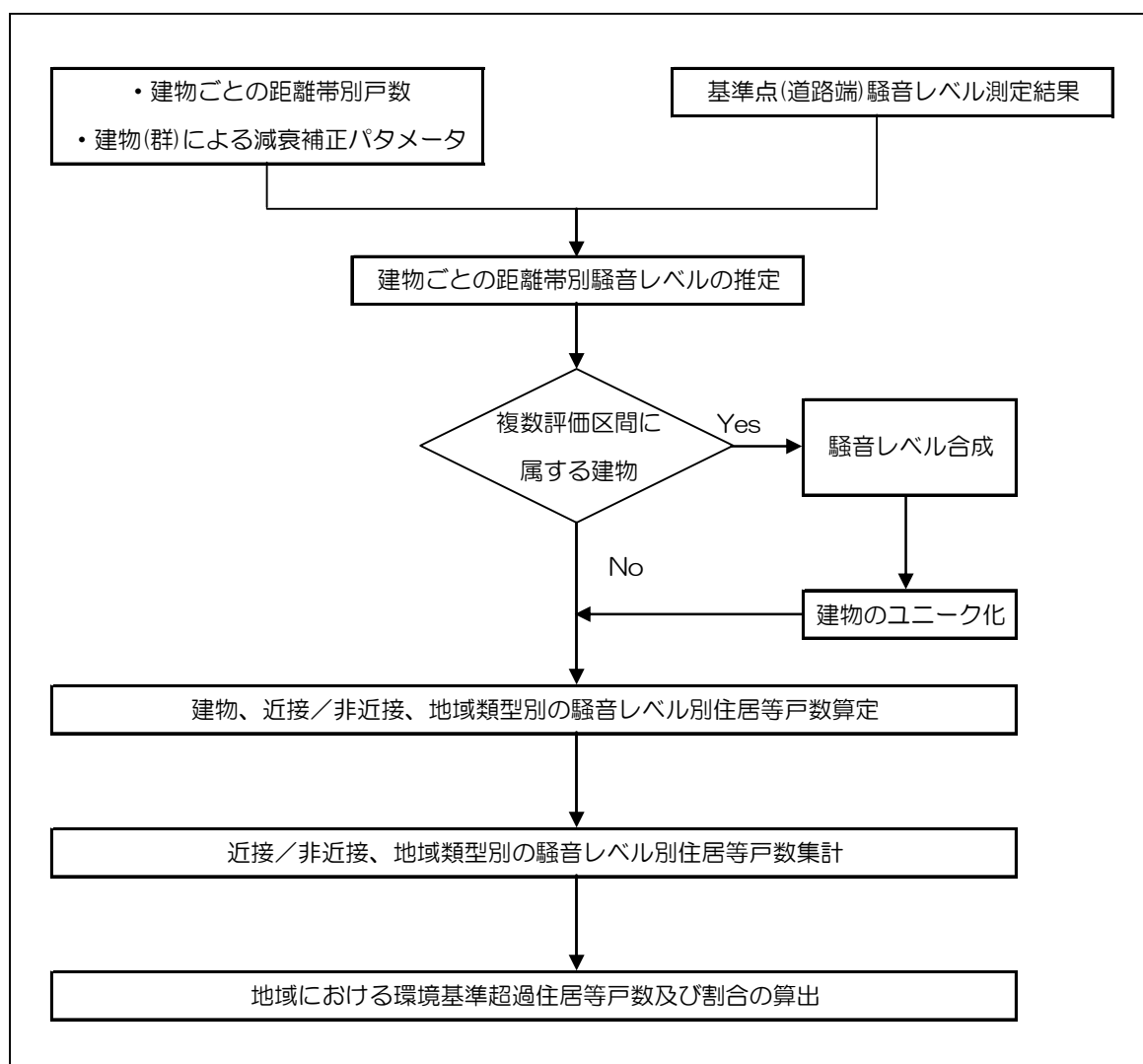
表-3 調査方法一覧

項目		調査方法
交通条件	交通量	カウンターを用いて、上下線別、3車種分類(大型車、小型車、二輪車)の観測を行う。
	平均走行速度	ストップウォッチを用いて、上下線別にそれぞれ10台の走行速度を測定する。
道路端騒音レベル		JIS C 1509-1に定める騒音計を用いて、JIS Z 8731に定める「環境騒音の表示・測定方法」に準じて、連続測定を行う。測定結果は1時間毎の等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(LA5、LA10、LA50、LA90、LA95)、さらに基準時間帯(昼間・夜間)毎の等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(LA50)を求める。
残留騒音レベル (背後地騒音レベル)		JIS C 1509-1に定める騒音計を用いて、JIS Z 8731に定める「環境騒音の表示・測定方法」に準じて、基準時間帯(昼間・夜間)毎に2観測時間帯について10分間測定を行う。測定結果は、10分間の値から1時間値を求め、基準時間帯(昼間・夜間)のうち、それぞれ最小のものを残留騒音とする。
道路構造条件		道路端測定地点において、道路横断面の調査を行う。さらに、交通センサスデータ等を整理し、評価区間全体の道路構造条件(道路構造、車線数、幅員、舗装種別、縦断勾配、遮音壁設置状況、環境緑地帯設置状況等)を把握し、図示する。
住居等の属性		評価区間毎に、評価区間内に存在する建物用途、建物構造、住居等が属する環境基準の類型・都市計画用途、建物形状、住居等戸数などを電子地図等により調査し、一覧表に整理する。

2. 評価

調査結果を基に「面的評価支援システム」(環境省)を使用し、以下に示すフローに従って評価を行い、騒音マップを作成するとともに、環境基準超過住居等戸数及び割合を算出する。

図-1 面的評価方法フロー図



3. 報告書作成

報告書は、以下の資料を整理する。

- (1) 騒音測定結果総括表
- (2) 路線別建物状況整理表
- (3) 建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表
- (4) 評価区間騒音マップ
- (5) 測定写真
- (6) 「CD-R」：報告書について取りまとめた「Excel」または「Word」のファイル
- (7) 「CD-R」：騒音測定地点及び評価対象道路・評価区間を示す位置図を、環境省の面的評価支援システムによる作成した GIS データを収めた電子ファイル
- (8) ほか、表様式